

千葉市公告第 2 4 1 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 5 年 3 月 9 日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ヤオコーおゆみ野店

所在地 千葉市緑区おゆみ野南 5 丁目 8 番 1 号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 有限会社ツツイ

代表者の氏名 代表取締役 山田 公子

住 所 千葉市緑区椎名崎町 4 8 番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（廃棄物保管施設の位置及び容量）

(変更前)

位置		容量
廃棄物保管施設	図面 3-1 建物配置図及び 1 階平面図（変更前）	4 2 m <sup>3</sup>
合計		4 2 m <sup>3</sup>

(変更後)

位置		容量
廃棄物保管施設	図面 3-2 建物配置図及び 1 階平面図（変更後）	4 2 m <sup>3</sup>
合計		4 2 m <sup>3</sup>

※位置のみ変更

(2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項（駐車場の自動車の出入口の数及び位置）

(変更前)

出入口の数	位置
2 箇所	図面 3-1 建物配置図及び 1 階平面図（変更前）

(変更後)

出入口の数	位置
3 箇所	図面 3-2 建物配置図及び 1 階平面図（変更後）

4 変更する年月日

令和 5 年 1 1 月 2 日

5 変更する理由

駐車場計画変更のため

6 届出の年月日

令和5年3月2日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

千葉市稲毛区穴川4丁目12番1 千葉市稲毛区地域振興課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和5年3月9日から令和5年7月10日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで

※添付図面については省略